令和7年度 第2回 大井川水系流域委員会
【大井川水系河川整備計画の点検】

令和８年３月３日

国土交通省 中部地方整備局
静岡河川事務所

目　次

１. 本会議の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

２. 前回のご指摘と対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

３. 事業の進捗状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11

４. 事業の見通し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・20

５. 今後の進め方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・24

６. 河川整備計画に関する新たな視点・・・・・・・・・・・・・・・・26

７. 総合的な土砂管理に関する取り組み・・・・・・・・・・・・・・・31

１．本会議の位置づけ

河川整備計画の点検イメージ

- 原則として、河川整備計画の点検（レビュー）は毎年開催。
- 再評価を受ける５年に一回の年は、全項目を点検報告。Ⓐ
- そのほかの年（４回）は、事業の進捗状況、トピックス等を報告。Ⓑ

※2）令和９年度の予定であったが、事業費変更のための事業再評価を令和７年度（R7.10月）に実施した。

	直轄河川改修事業	総合水系環境整備事業
令和４年度	A ※1	B
令和5年度	B	B
令和６年度	B	B
本年度	A ※2 B	B
令和８年度	B	A
令和９年度	B	B

※1)初年度のため、全項目を点検（費用対効果分析を除く）

※2)事業費の見直し等

A

1. 流域の社会情勢の変化
   - 土地利用の変化
   - 人口・資産の変化
   - 近年の災害発生の状況等
2. 地域の意向
   - 地域の要望事項等

B（3.～4.）

3. 事業の進捗状況
   - 事業完了箇所
   - 事業中箇所の進捗状況等
4. 事業進捗の見通し
   - 当面の段階的整備の予定等
5. 河川整備に関する新たな視点
   - 水防災意識社会再構築ビジョン
   - 地震・津波対策等
6. 点検結果
   - 点検結果まとめ
   - 今後の進め方

２．前回のご指摘と対応

（１） 前回(R6年度)の委員会における主な指摘事項とその対応

No.	分類	種類	委員意見内容	前回委員会事務局回答内容	その後の確認内容
1	治水	質問	水害リスクマップの作成状況、周知の取組状況について教えてほしい。	安倍川・大井川では、外水の水害リスクマップを令和4年度に策定し、公表している。内外水の統合版は現在検討中であり、令和7年度に公表予定である。公表にあわせて、周知していく方針である。	令和7年度末公表予定
2	治水	意見	各自治体でハザードマップの配布を実施しており、自身の感覚として、住民はそれらを見ている。自治体と連携して周知していけるとよい。	公表に向けては、市町村、住民への周知の仕方を意識してやっていく。 ハザードマップは自治体責任で行う必要がある。そこに示す浸水深図等のデータを国交省で作成することになっている。	－
3	環境	質問	グリーンインフラの取組のところで目標がどういう形で設定されているのか教えてほしい。	環境の視点では、自然環境と河川利用の2点がある。大井川では河川利用に重点をおき、蓬莱橋の観光名所を活用した環境創出を挙げている。	－
4	治水	質問	流域治水プロジェクト2.0の副題に利水ダムとあるが、長島ダムを念頭に置いていることでよいか。それに関して何を準備しているか。	副題の利水ダムは発電ダムのことであり、中電ダムを含めた15ダムを指す。15ダムで治水協定を結び、事前放流を実施する方針で検討している。	－
5	総合土砂	質問	長島ダムの堆砂土砂を下流に搬出し、河川で運搬させるということを新聞で見たことがあるが、そういった取り組みを進めていくのか。	土砂搬出は総合土砂管理の視点で進めている。県管理区間の中流域では河床が低下している箇所も存在することから、大井川全体として、置き土対策が可能かモニタリングしながら検証していきたい。	取り組み事例について記載 後述：指摘内容①
6	総合土砂	意見	個人としては、堆砂対策を進めていってほしい。上流の土砂を車両によって運搬することは困難であり、具体な案としては、河川によって運搬するしかないと感じている。事前放流を依頼する中電ダムについて、容量確保の観点でダム湖内から大井川の河道内に土砂を搬出し、下流に運搬・処理するといったお返しができる方向に持っていければよい。	ダムの堆砂問題は大きな問題である。長島ダムについては、貯砂ダムより上流に溜まった土砂をダム下流に持ってきて流すなど、堆砂対策と下流への土砂供給を併せて実施している。中電としてもダム堆砂が問題だと捉えているようだが、河道への土砂搬出は実施しておらず、ダム湖内で土砂を移動させて処理していると伺っている。そこについては、今後も大きな課題である認識だと伺っている。	－
7	総合土砂	意見	河川事業を取り巻く話題に総合土砂管理に関連した議題は入るべきと思うので情報提供として入れていただきたい。	－	－
8	総合土砂	意見	ダムの土砂を下流に流すのは難しい問題である。大井川では利水ダムが直列に連なっており、土砂を搬出して下流に流しても、下流のダムに堆積する。また、河床が低下している箇所がある一方、河積が不足している箇所が存在し、安易に上流から下流に土砂を供給することができない。人が住んでいる地域をどのように守っていくのかというところが大きな課題である。流域治水プロジェクトでは、上流部でどういった問題があるかを直轄区間の関係者に把握してもらいたいと考えており、それを伝えるための取組として心掛けてほしい。	－	－

〔凡例〕 ■：治水、■：地震・津波、■：環境、■：利水、■：総合土砂、□：その他

（１） 前回までの委員会における主な指摘事項とその対応

No.	分類	種類	委員意見内容	前回委員会事務局回答内容	その後の確認内容
9	環境	意見	井川ダムの大島地区に細かいシルトが2～3m堆積しているが、これが渇水期の水位低下により、洗掘され長期にわたって濁水が発生し、漁業に大きな影響がある。大井川に流れる濁水の面では、シルトの堆砂が大変な影響を及ぼしていると認識してほしい。漁期となる出水期まで掘削をしていることがあるが、漁期に掘削を行うと濁水によりアユなどに影響があり漁ができない。	－	－
10	治水	質問	事前放流が検討されているが、放流後、到達する時間がどれくらいか。河川利用者に被害があっては困る。河川利用者に警報が鳴らせるよう、到達時間を具体的に示してほしい。	事前放流については下流の人が危険な目に合わないように整備しており、対応予定である。	－
11	環境	意見	蓬莱橋の右岸が整備され、キャンプ等の利用ができるようになっているが、キャンプ場まで車両では進入できない。ぜひ谷口橋右岸から上流に向かって、河川内の道路整備を検討してほしい。	かわまちづくりを実施している蓬莱橋の右岸の利用については、島田市に検討していただくことになっている。谷口橋右岸から上流まで車両で行けないことは承知しているが、元々のかわまちづくりにおける利活用の中で、道路整備を位置付けていなかったため、現在も道路整備を実施していない。ただし、河川利用にあたっては車両が使えたほうがよいと考えている。島田大橋の護岸整備とあわせて、高水敷を広げるなどできればよいかもしれないが、官民境界が確定していないという課題を踏まえて、島田市とも相談する。今回のコメントは、ご意見として受け止める。	－
12	環境	意見	長島ダムの低層からの放流が漁協として悩ましいところがある。長年悩んでいる。令和4年と5年に渇水があったが、汚い水が流れると、キャンプ場などでも川遊びができないなどの影響がある。湖底から砂が出ているのが何とかならないか。また、水が減ってきて富栄養化すると、緑色のコケが川一面に生える。そうなるとアユが生長しなくなる。漁協としては、漁期中は底の水は止めてもらって、放水は漁期以降にお願いしたい。一番の問題は、アユが釣れなくなること。そうでもしてやってもらわないと、アユが育たない。	中島ダムからの水の問題は、鮎やキャンプ場にも影響があるといったことで、長島ダムの操作・運用の仕方に係わる内容であるため、現状を事務所としても理解するよう努め、ご意見は長島ダムにも伝えることで、よりよい状況になるよう調整する。	－
13	環境	質問	大井川には景観上の特性があると感じているが、流域委員会で景観は対象となっていないのか。	景観は河川整備計画の中でも考慮すべきものの一つと考えている。大井川のあるべき景観がどういうものかを考え、木陰や河岸沿いの樹木等や護岸の覆土等、景観に配慮した整備を実施しており、必要と考えている。	－
14	環境	意見	グリーンインフラで観光名所の活用を挙げるなら、景観の特性を整理するのは重要でないか。その視点で資料を整理してほしい。今後、周辺自治体の景観計画の整理やビューポイントの整理など、グリーンインフラで景観を入れるならばそのような視点で資料作りができたらいいと考える。	そういった視点で整理していなかったので、景観については事務所でも再度考えていきたい。	－

〔凡例〕 ■：治水、■：地震・津波、■：環境、■：利水、■：総合土砂、□：その他

（１） 前回までの委員会における主な指摘事項とその対応

No.	分類	種類	委員意見内容	前回委員会事務局回答内容	その後の確認内容
15	環境	意見	資料4　P.28 赤枠部の1ポツ目について、「「生物の生息・生育・繁殖の場」を河川環境の定量的な目標として設定」となっているが、河川水辺の国勢調査の結果を用いてまとめられた資料の整理方法がおおざっぱであり、変化等が考察されているが、ここに挙げたようなまとめ方で変化状況が分かるのか疑問である。P.28に示されているような定量的な目標設定にあたっては、調査のとりまとめ方を工夫しないといけないのでないか。例えばハエ目の種数を見ても、ハエ目の中にはユスリカ属など多くの生物がいるため、ハエ目だけでは環境の変化を判断することが難しく、工夫した見方をしていく必要がある。もう少し限定的な種により工夫したとりまとめ方で、定量化していく必要があるように思う。	－	－ 国土交通省で実施している定量評価の取り組みに従い今後検討予定 検討の手順フローを示す 後述：指摘内容②
16	環境	質問	P.28赤枠部の（1）の1ポツ目に関しては、生物の種類そのものを河川事業や技術者が直接的にコントロールするのは難しいが、場（瀬淵の面積や裸地河原の維持等）に関する目標なら立てられるであろうという提言である。それに対して、（2）のところで、調査・モニタリングを通じて、場を用意した結果として生物種がどうなったかモニタリングを通じて評価し、場に関する目標の立て方を見直す、というフィードバックのループが大切である。環境調査結果の整理にあたっては、生物学的な視点での整理に加え、場を保全・再生したことにより、生物種がどのように変化したかといったことを紐づけて整理していく意識をもってやってほしい。	意見を踏まえて整理の方針を考えていきたい。	－ 国土交通省で実施している定量評価の取り組みに従い今後検討予定 検討の手順フローを示す 後述：指摘内容②
17	その他	質問	大井川より安倍川の利用者が多いようだが、理由はなにか。	安倍川では、休日にスポーツ大会等のイベントを実施しており、そういった日に市民利用が大幅に増加する傾向があるためと考えられる。また、大井川は右岸の河川利用が少ないことに対し、安倍川は両岸の河川敷に利用施設がある。また、静岡市の人口も多いことから、安倍川の利用者のほうが多いと認識している。	－

〔凡例〕 ■：治水、■：地震・津波、■：環境、■：利水、■：総合土砂、□：その他

（1）前回までの委員会における主な指摘事項とその対応

指摘内容①

- 長島ダムの堆砂土砂を下流に搬出し、河川で運搬させるということを新聞で見たことがあるが、そういった取り組みを進めていくのか。

その後の確認内容①

- 土砂搬出は総合土砂管理の視点で進めている。県管理区間の中流域では河床が低下している箇所も存在することから、大井川全体として、置き土対策が可能かモニタリングしながら検証していきたい。

■長島ダム（国）、河川区間（静岡県、国）、駿河海岸（国）の連携対策

- 長島ダムは、出水等により堆砂が進行していることから、ダムの洪水調節機能を確実に発揮させるために、洪水調節容量内の堆砂掘削を実施し、早期に洪水調節機能を改善させる対策を実施している。
- 長島ダムにおいて掘削した土砂は静岡県からの占用地を中継点とし、海岸事業（直轄）で活用するため、連携しながら事業を進めている。
- 扇状地河道領域における河道掘削土も海岸領域へ運搬するよう調整を実施している。

●長島ダム

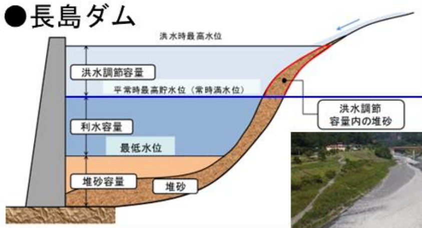

- 次期出水期に向けて洪水調節容量内に堆砂した土砂を掘削することにより、洪水調節機能を改善させる。

洪水期制限水位　E.L. 453.0m(6月16日～10月15日)

- 洪水調節容量内の土砂について、貯砂ダム上流にて土砂掘削・搬出を行うとともに、資源としての有効活用を図る。

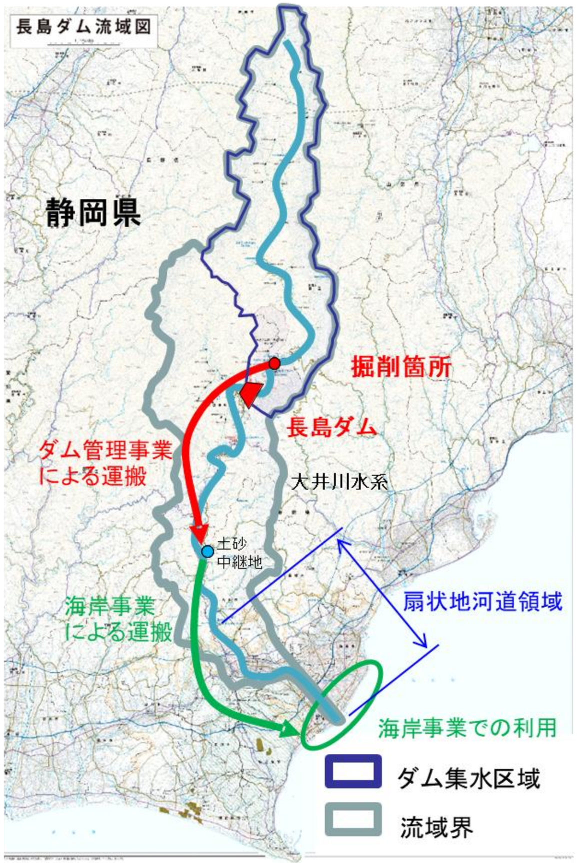

出典：第11回大井川流砂系総合土砂管理計画検討委員会資料

（1）前回までの委員会における主な指摘事項とその対応

その後の確認内容①-2

- 領域をまたぐ土砂管理対策として、昨年度より、土砂還元の具体化に向けた試験施工を実施している。
- 試験施工は少量の土砂（ダムからの掘削土を想定）を河道内（県管理区間を想定）に仮置きし、平均年最大流量規模で自然流下させ、その影響範囲や環境改善効果をモニタリング／評価することを基本とする。
- 試験施工として長島ダムの掘削土を塩郷堰堤下流に運搬し、まずは少量の2,000m³での置土実験を実施中である。第1期流出後は影響評価を踏まえ、土砂還元量を徐々に増やす構想を立てている。関係者と協議、調整中。

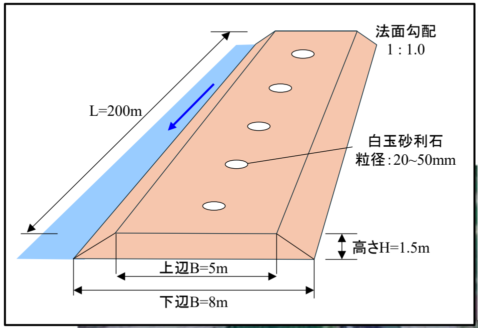

現在モニタリング中

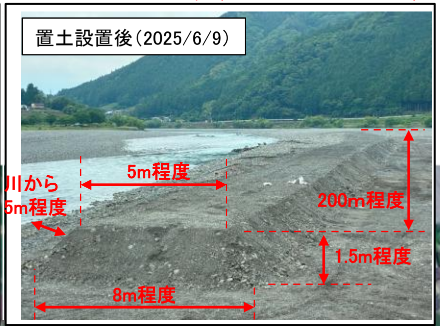

- 土砂は本来生産源から河道内を流れるものであり、置土を行うことでその自然な環境に戻すことができる。
- 置土を行うことで下流河川の環境が改善した報告等も多く、大井川でも環境改善を期待する。

図14　領域をまたぐ土砂管理対策（土砂還元）

※河道部の地形は2024年5月22～24日UAV測量により計測

（1） 前回までの委員会における主な指摘事項とその対応

指摘内容②

- 「生物の生息・生育・繁殖の場」を河川環境の定量的な目標とするためには、限定的な種により、定量化していく必要がある。
- モニタリングを通して、生物学的な視点で整理するとともに、生息場に関する目標を見直し・設定したうえで、保全・再生による生物種の変化を整理していくと良い。

その後の確認内容②

- 「生物の生息・生育・繁殖の場としてもふさわしい河川整備及び流域全体としての 生態系ネットワークのあり方検討会」の提言を踏まえ、河川環境の変遷や生物種の増減を整理し、環境要因と生物相から保全・創出の方針を検討するとともに、実現可能な環境定量目標を設定する。さらに、モニタリングに基づく順応的管理により目標達成計画を検討し、河川整備計画に反映する予定である。

◇検討フロー

河川の目指すべき姿の検討

1.河川環境の現状把握と 生息場などの環境要因の設定

- 河川環境の変遷の整理
- 環境要因（干潟やワンドなどの生息場、流速・水深、自然裸地・ヨシ原などの面積など、生物に与える様々な要因）の増減の整理、分析と特徴的な環境要因の設定
- 生物種の増減の整理・分析

2.保全・創出方針の検討と 指標種の設定

- 環境要因と生物相からみた保全・創出の方針検討
- 指標種の設定

整備計画検討期間の目標・方針検討

3.河川環境定量目標の検討

生息場に関する目標設定

- 目標水準の設定
- 環境定量目標の実現可能性の検討

4.整備と保全の方策の検討

- 保全・創出メニューの設定
- 環境要因の形成条件の検討
- 治水と環境が一体化した河道形状の検討

（3.と4.の間を繰り返し）

5.順応的管理を踏まえた 目標達成への計画検討

- モニタリングに基づく順応的方策による目標達成

生物種による評価

３．事業の進捗状況

（1）治水事業の進捗状況

- 大井川では、基準地点の神座で年超過確率1/50に相当する流量（9,500m³/s）を既存の洪水調節施設で洪水調整することにより河道では8,100m³/sを安全に流下させるため、河道拡幅、河道掘削、堤防整備、低水護岸整備を重点的に進めている。

洪水対策

- 河川整備計画に基づく事業の進捗率は事業費ベース（令和6年度時点）で92%となっている。

■進捗率（事業費ベース）

時点	進捗率
R4年度末	81%
R5年度末	87%
R6年度末	92%

※R4事業再評価時に変更された事業費（151.6億円）に対する進捗率を示す

河道掘削工事　大井川0.6k付近

■河川整備計画（治水）の主な整備位置図

令和6年度　大井川上泉護岸工事
低水護岸整備（上泉地区）大井川 5.8k付近　左岸

令和6年度　大井川下流部河道掘削工事
河道掘削（飯淵・中島地区）大井川 0.6k付近

（１）治水事業の進捗状況

堤防整備

- 令和6年度末時点（令和7年3月時点）では、堤防必要区間38.6kmに対して、計画断面堤防区間が約97%、暫定断面堤防が約3%となっている。
- 平成23年の河川整備計画策定時から計画断面堤防は約4%増加しているものの、堤防の高さや幅が不足している区間が約3%残されていることから、今後も引き続き事業を推進し、洪水に対する安全性を確保する。

表　堤防の整備状況（令和6年度末時点）

	堤防必要区間延長(km)	計画断面堤防区間		暫定断面堤防区間	
		延長(km)	率(%)	延長(km)	率(%)
策定時	38.6	35.8	92.7	2.8	7.3
現況		37.3	96.7	1.3	3.3

写真　堤防整備後
（大井川左岸20.0k付近神座地区）

写真　低水護岸整備後
（大井川右岸9.0k付近阪本地区）

（２） 事業中箇所の進捗状況（治水事業箇所図）

● 直轄管理区間大井川（24.8km）において、洪水氾濫から地域の安全・安心を確保するため、河川改修を実施しています。

【主な事業内容】

〇侵食対策（①,②）

・神座(かんざ)地区、中河(なかがわ)地区において、侵食による決壊を防ぐために低水護岸の整備を実施します。

〇水位低下対策（河道掘削）（③④）

・飯淵(はぶち)・川尻(かわしり)地区において、洪水を安全に流下させるため、河道掘削を実施します。

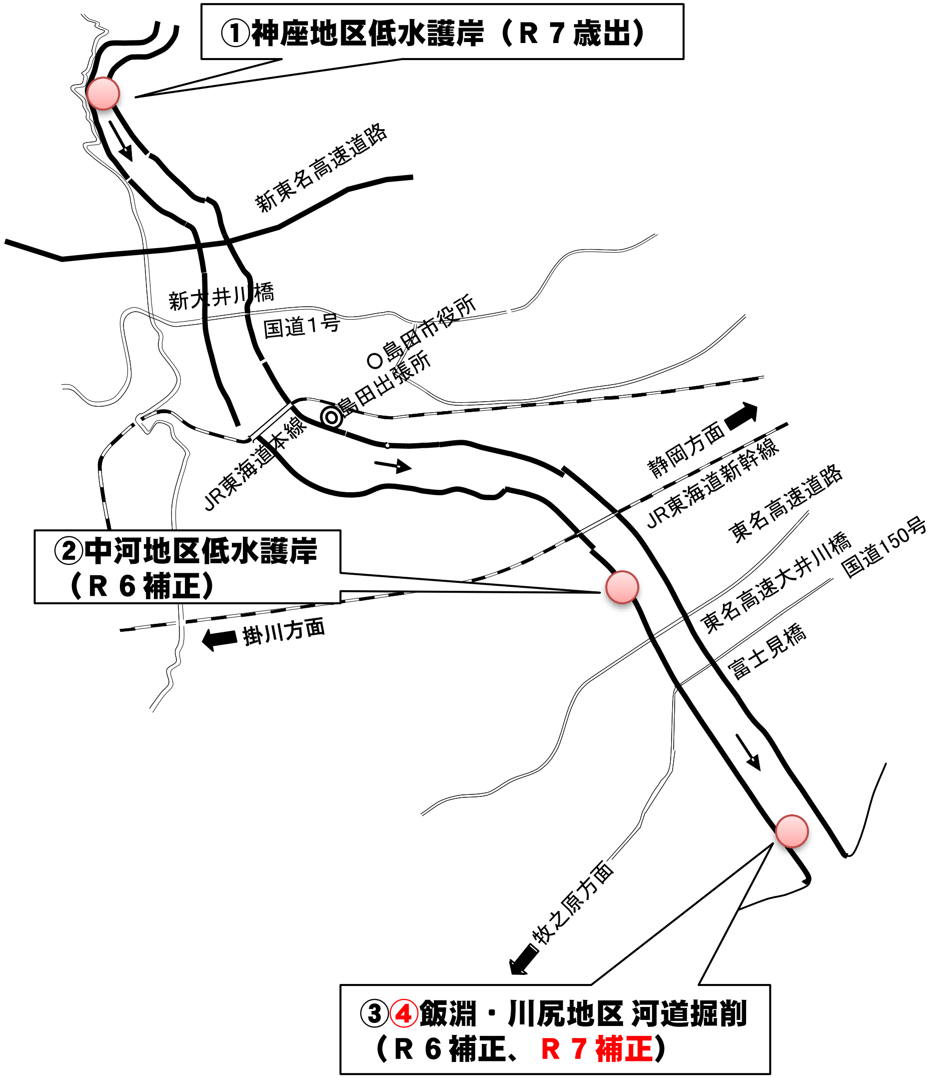

（３） 事業の進捗状況（堤防強化（低水護岸対策））

番号① 大井川 神座（かんざ）地区 低水護岸整備

- 気候変動に伴い激甚化・頻発化する自然災害を踏まえ、流域治水対策を推進するため、重点的・集中的に侵食対策を実施し、早期に地域の安全性の向上を図ります。
- 神座地区において、侵食による堤防の決壊を防ぐために低水護岸の整備を実施します。

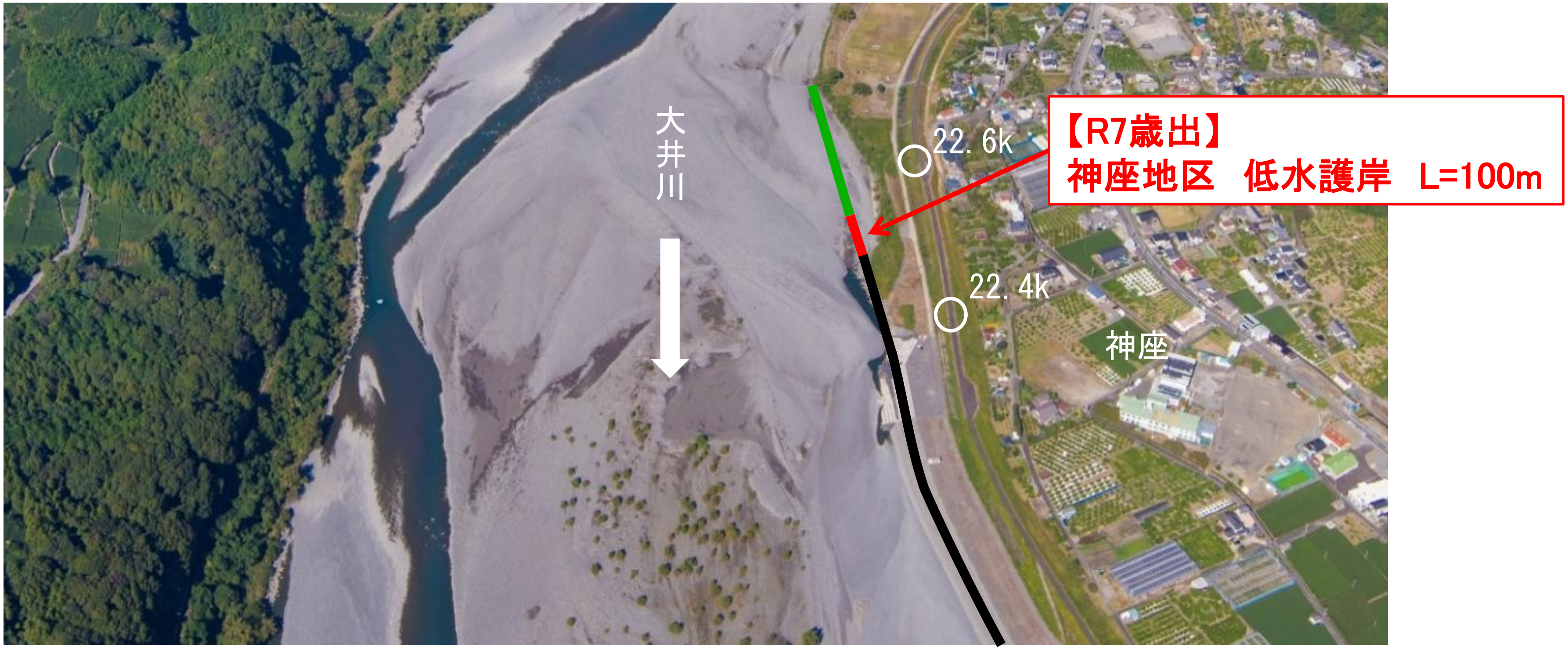

標準断面図

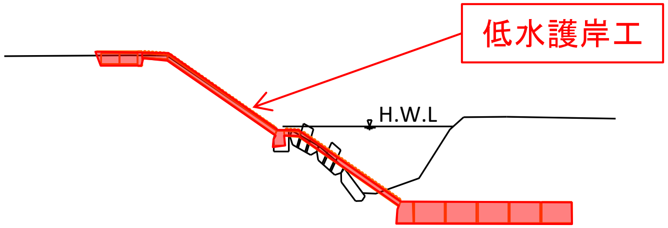

（３） 事業の進捗状況（堤防修繕（低水護岸対策））

番号② 大井川 中河（なかがわ）地区 低水護岸整備

- 気候変動に伴い激甚化・頻発化する自然災害を踏まえ、流域治水の一環として、侵食対策を実施し、早期に地域の安全度の向上を図ります。
- 中河地区においては、洗掘による決壊を防ぐために低水護岸の整備を実施します。

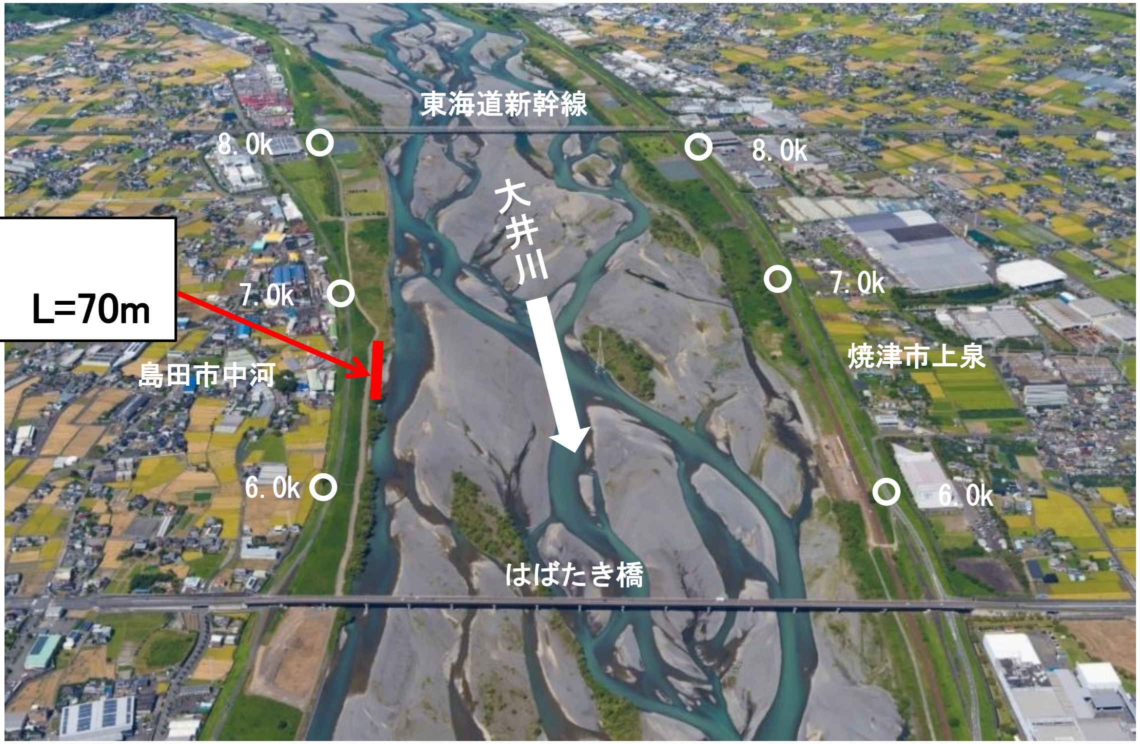

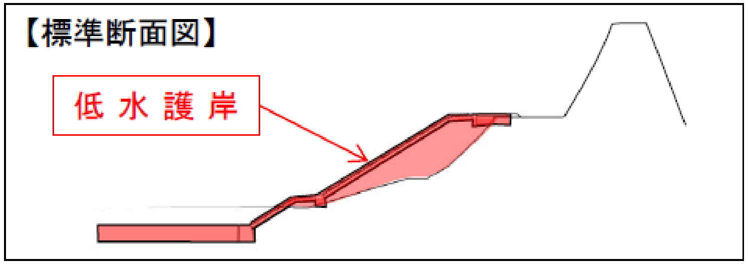

（3） 事業の進捗状況（河道掘削）

番号③ ④ 大井川飯淵･川尻（はぶち・かわしり）地区 河道掘削

- 気候変動に伴い激甚化・頻発化する自然災害を踏まえ、流域治水対策を推進するため、防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策を実施し、早期に地域の安全性の向上を図ります。
- 大井川飯淵・川尻地区において、洪水を安全に流下させるために河道掘削を実施します。
- なお、河口部は多様な動植物の生息・生育場であることから、環境に配慮した河道掘削を実施します。

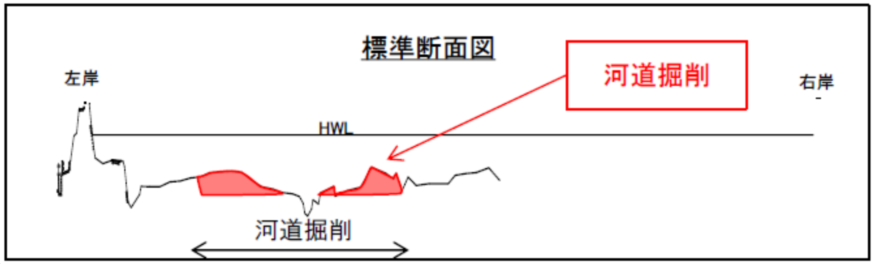

（４）総合水系環境整備事業の進捗状況

- 大井川総合水系環境整備事業は「かわまちづくり計画」に基づき、大井川の蓬莱橋周辺において地元自治体の整備と一体となって、「水辺整備」を行う。
- 左岸側の整備はH29～R3年度（R4～R8年度：モニタリング）まで、右岸側の整備はR4～R8年度までの予定となっている。
- 左岸では番小屋のリニューアル、木陰の散策路等、右岸では坂路や小径の整備、河川敷のオープンスペースの整備を実施。

宝来地区水辺整備事業

- 総合水系環境整備事業に基づく事業の進捗率は事業費ベース（令和6年度時点）で80%となっている。

■整備の概要・目的

【事業の概要】

■事業区間：大井川(静岡県)
■事業期間：平成29年度～令和10年度
■全体事業費：約10.3億円
（国：約6.9億円、島田市：約3.3億円）
■整備内容：計1箇所
【継続】水辺整備 1箇所

H29.3　大井川宝来地区かわまちづくり計画　登録

対象個所：蓬莱橋左岸側（島田駅側）
事業期間：H29～R8年度
（整備：H29～R3年度
モニタリング：R4～R8年度）
整備内容：番小屋のリニューアル、休憩施設の整備、木陰の散策路等の整備

R3.3　大井川蓬莱橋右岸かわまちづくり計画　登録

対象個所：蓬莱橋右岸側（牧ノ原台地側）
事業期間：R4～R10年度
（整備：R4～R8年度
モニタリング：R9～R10年度）
整備内容：橋詰めから高水敷に降りるための坂路や小径、河川敷のオープンスペース等の整備

【事業の目的】

（水辺整備事業）
観光名所である蓬莱橋を活用した島田市のまちづくりと一体的に、歴史や景観に配慮しながら「観光・交流」「にぎわい」「憩いの場」を創出する。

実施個所	内容	期間
宝来地区水辺整備事業	高水敷整正 坂路 階段 緩傾斜堤防 親水護岸 管理用通路 番小屋・物販所・休憩場所・トイレ整備(島田市) 駐車場（島田市） 案内板（島田市） 高水敷・散策路整備（島田市） 広場（張芝）（島田市） 遊歩道（島田市） 小径整備（島田市） 碑の移設等（島田市）	H29-R10

■整備位置図

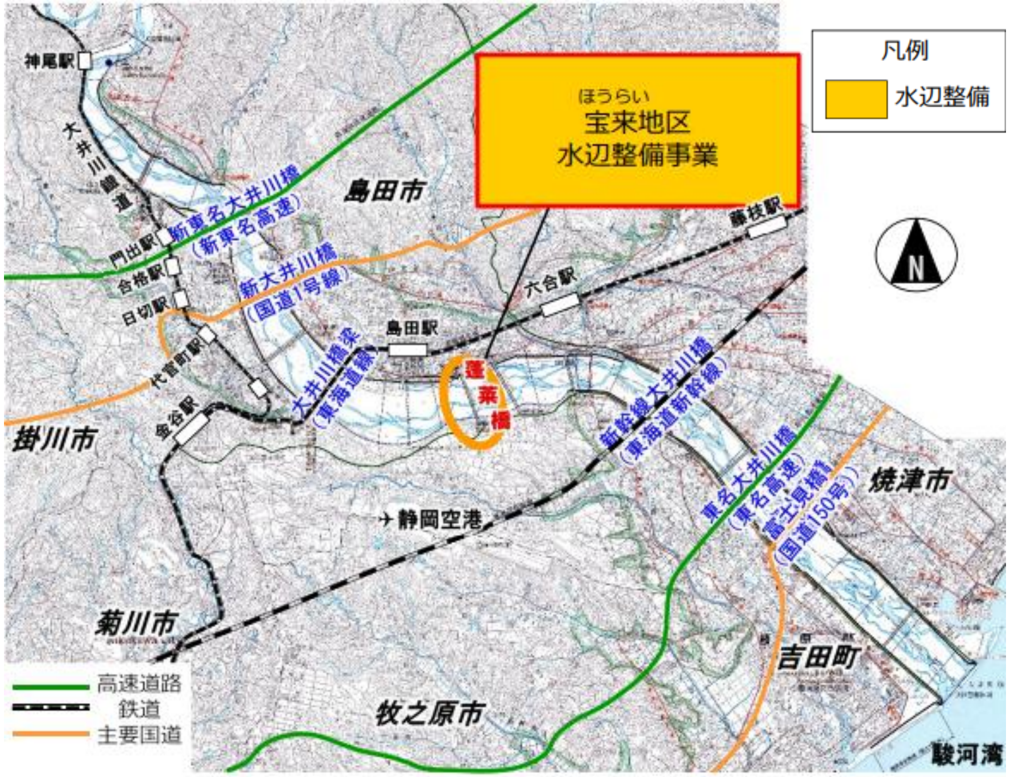

■進捗率（事業費ベース）

時点	進捗率
R4年度末	76%
R5年度末	78%
R6年度末	80%

周囲の景観に馴染んだ番小屋

高水敷への緩やかな坂路

（４）事業の進捗状況

大井川宝来地区　水辺整備

- 国の基盤整備が完了し、左岸側及び右岸側のモニタリングを実施しています。
- 島田市が環境整備事業として、鋭意右岸側の整備を実施しています。
  令和7年度は、直轄河川区域外の部分の整備を進めています。
  令和8年度は、河川区域内の整備（張芝、玉石舗装等）を進めていきます。

スロープ（コンクリート舗装）施工中

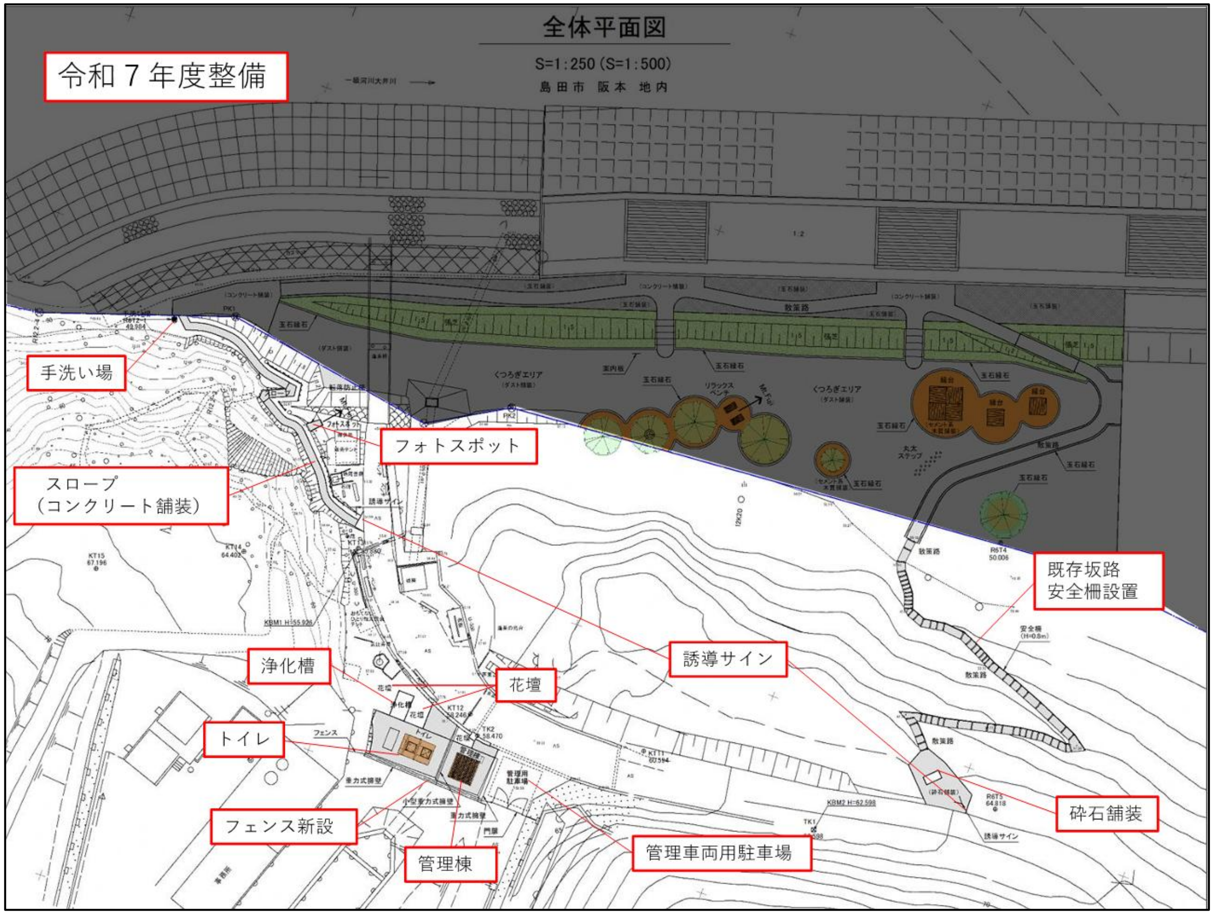

（5） 自然環境に関わる取り組み

河川環境調査

R6魚類調査

- 河川事業、河川管理の適切な推進のため「河川水辺の国勢調査」の一環として、河川の自然環境に関する定期的、継続的、統一的な収集整備を図ることを目的に魚類調査を実施した。
- 令和6年の魚類の採捕調査では、7目14科38種が確認された。確認個体数構成からみると、オイカワ、カワムツ、ヌマチチブ等が優占している。
- 今回の調査も含め平成5年から計7回の調査が実施され、合計60種の魚類が確認されている。平成21年度調査で最も多くの種を確認した。平成26年度調査、平成31年度調査と令和6年度調査における確認された魚類相に大きな変化はなかった。

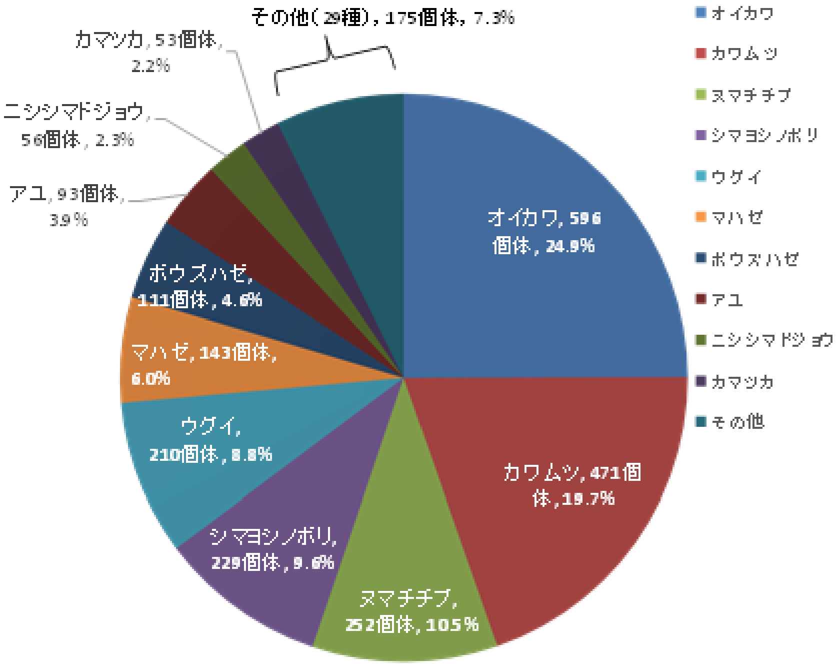

図　確認個体数構成比

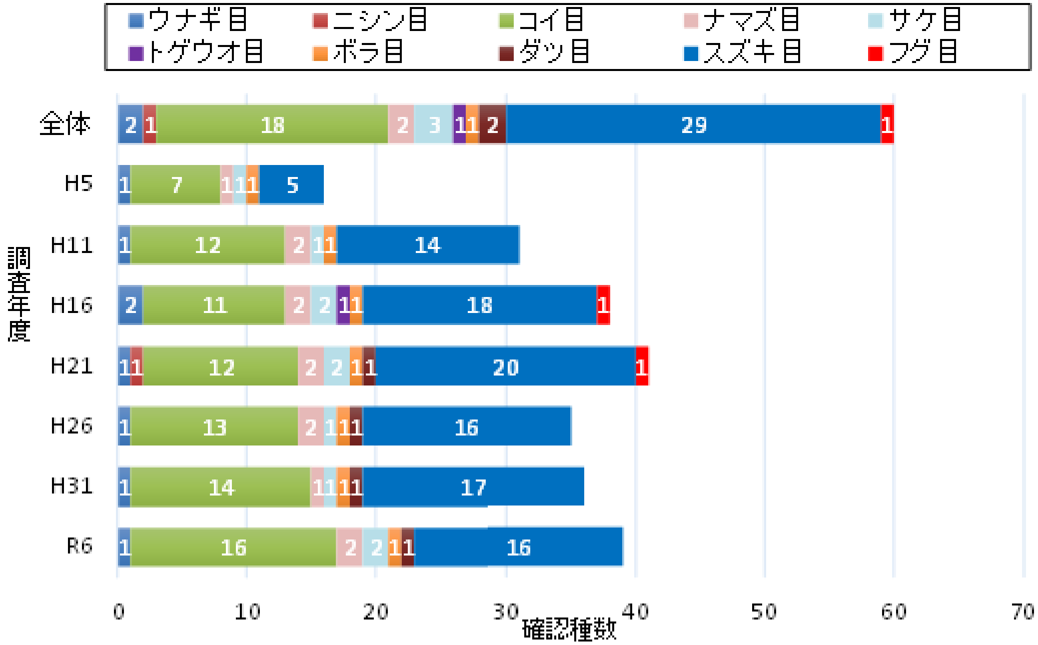

図　目別確認種数の変化

※昨年度（R7.3）は速報値を掲載しており、今回は確定値を掲載

（５） 自然環境に関わる取り組み

河川環境調査

R6底生動物調査

- 河川事業、河川管理の適切な推進のため「河川水辺の国勢調査」の一環として、河川の自然環境に関する定期的、継続的、統一的な収集整備を図ることを目的に底生動物調査を実施した。
- 令和6年度の底生動物調査では、21目63科152種が確認された。分類群別の種数をみると、昆虫綱のハエ目、カゲロウ目、カワゲラ目やスジエビ、モクズガニ等の軟甲綱が多く確認された。
- 今回の調査も含め平成5年から計7回の調査が実施され、合計358種の底生動物が確認された。平成21年度以降の調査では確認された種数が少なく、特にトビケラ目、コウチュウ目の確認種数が少なかった。

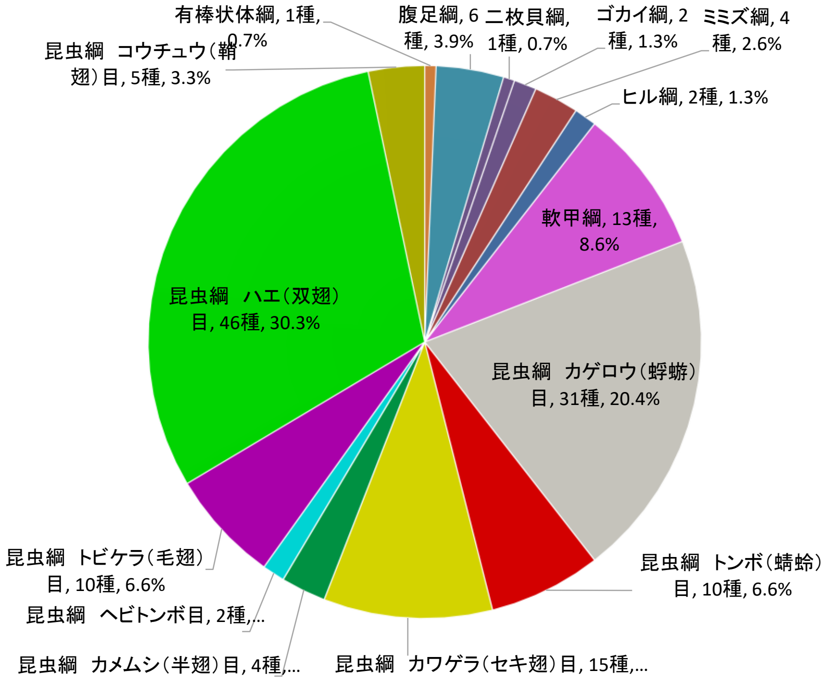

図 確認個体数構成比

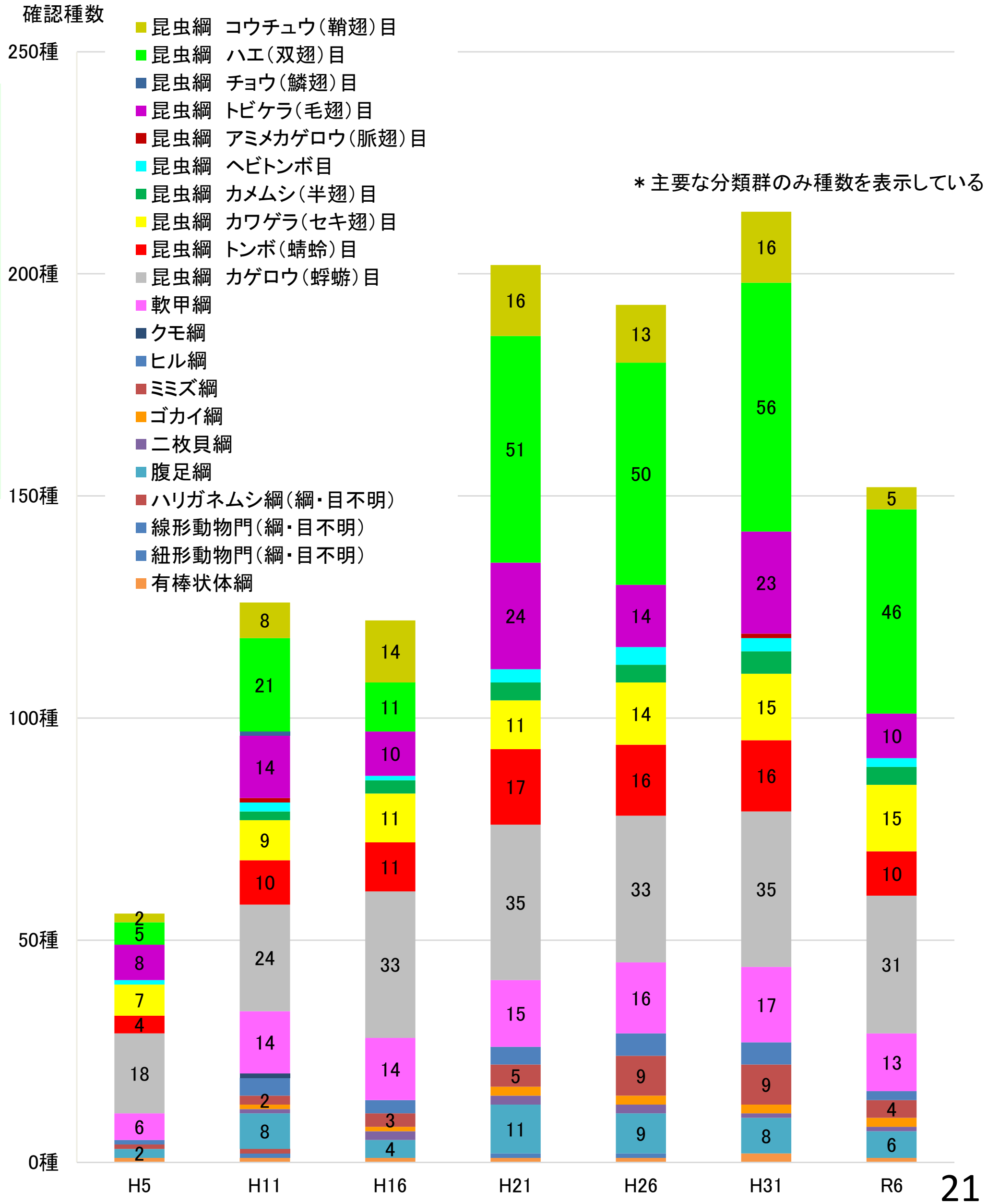

図 目別確認種数の変化

※昨年度（R7.3）は速報値を掲載しており、今回は確定値を掲載

４．事業の見通し

（1） 今後の事業予定(直轄河川改修事業)

- 直近の予定としては、築堤、河道掘削等を引き続き計画的に実施。
- 今後は神座の堤防整備に合わせ、支川合流点の対策を実施するとともに、全川にわたり侵食対策を実施予定。

整備メニュー	短期(R2～R7)	中期(R8～R12)	中長期(R13以降)
河道掘削			
堤防整備			
侵食対策			
支川合流点処理			

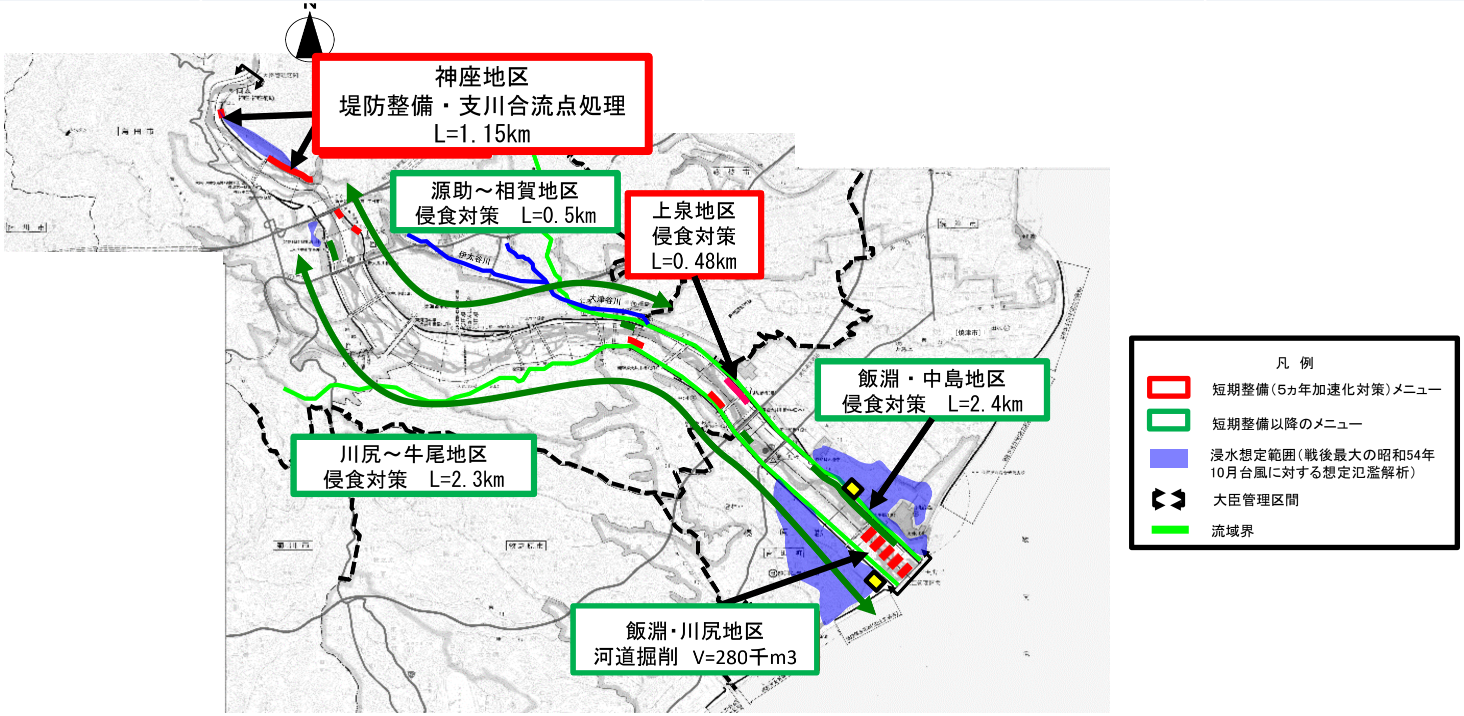

整備メニュー（短期、短期以降）

（２） 今後の事業予定(総合水系環境整備事業）

- 左岸「大井川宝来地区かわまちづくり」は令和３年度に完成。
- 右岸「大井川蓬莱橋右岸かわまちづくり」は、左岸「宝来地区かわまちづくり」と一体となり、観光名所である蓬莱橋の周辺整備と水辺空間整備を行うものであり、国の基盤整備は令和５年度に完成。

	整備メニュー	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
右岸	基盤整備 （整地・坂路・親水護岸等）	整備完了		モニタリング				
右岸	島田市整備 （張芝・案内看板等）		設計	整備				

右岸側整備（令和５年度完成）

右岸側整備予定イメージ

かわまちづくりの対象地点

左岸側整備(令和３年度完成)

５．今後の進め方

大井川水系流域委員会　今後のスケジュール

- 河川整備計画内容の点検の実施は、毎年審議
- 事業の再評価の審議は、５年以内に１度の審議、事後評価の審議は、完成後５年以内の審議

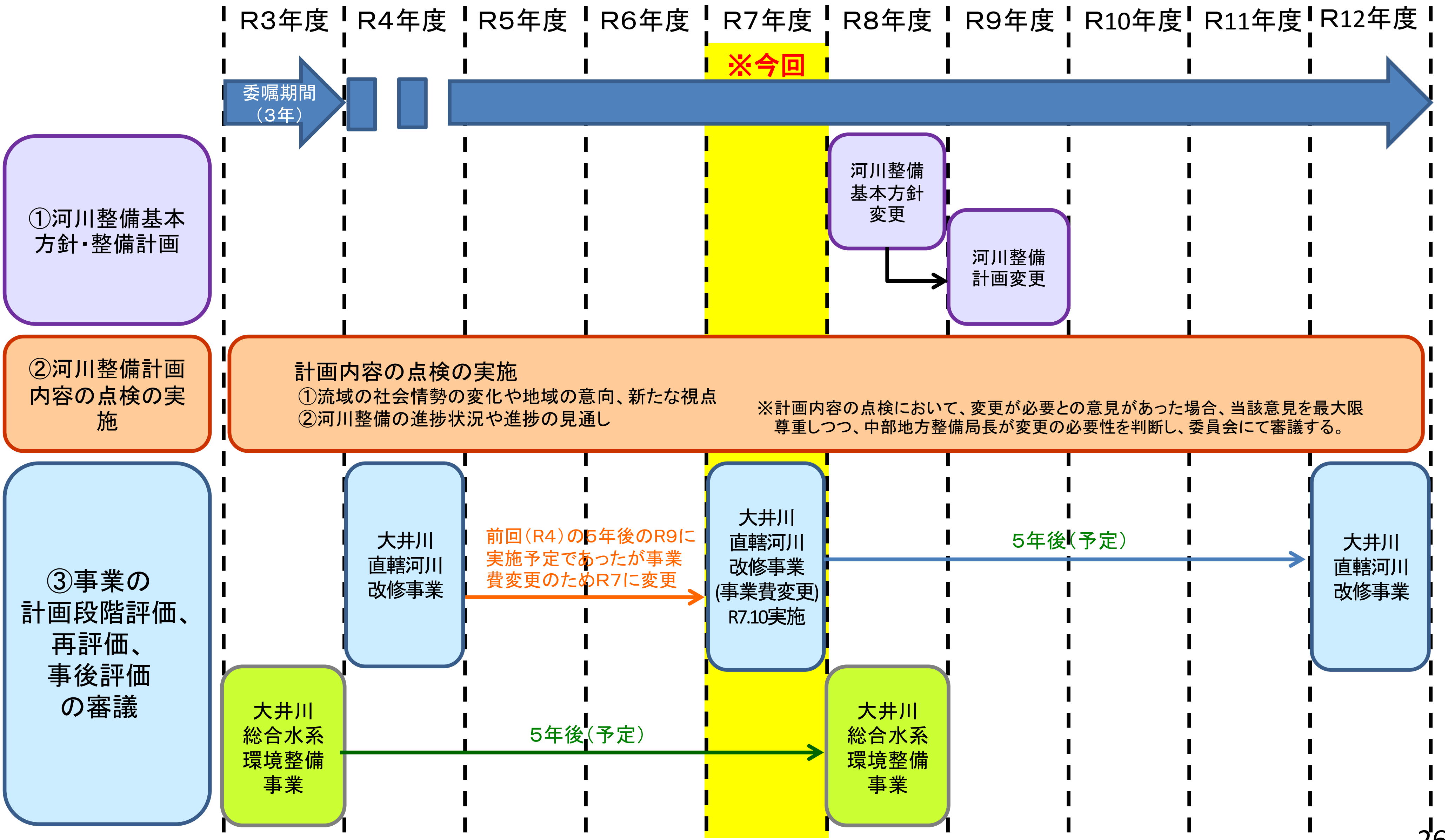

６．河川整備に関する新たな視点

河川整備に関する新たな視点(気候変動を踏まえた治水計画)

- 「河川整備基本方針」は、河川整備の基本的な方針を定めるもので、大井川では平成18年11月に策定。
- 「河川整備計画」は、今後20～30年後の河川整備の目標や具体的な実施内容を定めるもので、地域の住民や学識経験者の意見や要望等を踏まえて、大井川では平成23年10月に策定。

河川整備基本方針

長期的な河川整備の最終目標

○当該水系に係る河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

○河川の整備の基本となるべき事項

・基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分に関する事項

・主要な地点における計画高水流量、計画高水位、計画横断形に係る川幅、流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関する事項

河川整備基本方針の案の作成 → 意見聴取 →（一級河川の場合）社会資本整備審議会 ／（二級河川の場合）都道府県河川審議会　都道府県河川審議会がある場合

→ 河川整備基本方針の決定・公表

河川整備計画

河川整備基本方針に従って実施する具体的な整備の内容

（計画対象期間　：20～30年間程度）

○河川整備計画の目標に関する事項

○河川の整備の実施に関する事項

・河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要

・河川の維持の目的、種類及び施工の場所

河川整備計画の案の作成 → 意見聴取 → 学識経験を有する者

河川整備計画の案の作成 → 意見を反映させるために必要な措置 → 関係住民

→ 意見聴取 →（一級河川の場合）関係都道府県知事 ／（二級河川の場合）関係市町村長

→ 河川整備計画の決定・公表

河川工事、河川の維持

河川法（昭和３９年７月１０日法律第１６７号）（抄）

（河川整備計画）

第十六条の二 河川管理者は、河川整備基本方針に沿つて計画的に河川の整備を実施すべき区間について、当該河川の整備に関する計画（以下「河川整備計画」という。）を定めておかなければならない。

２ （略）

３ 河川管理者は、河川整備計画の案を作成しようとする場合において必要があると認めるときは、河川に関し学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。

４ 河川管理者は、前項に規定する場合において必要があると認めるときは、公聴会の開催等関係住民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

５ 河川管理者は、河川整備計画を定めようとするときは、あらかじめ、政令で定めるところにより、関係都道府県知事又は関係市町村長の意見を聴かなければならない。

６ （略）

７ 前三項から前項までの規定は、河川整備計画の変更について準用する。

河川整備に関する新たな視点（気候変動を踏まえた治水計画）

- 気候変動の影響による降雨量の増大、海面水位の上昇などを考慮した治水計画への見直しとして、全国で河川整備基本方針・河川整備計画の変更が行われており、36水系が河川整備基本方針を変更しているところである（令和8年1月現在）。

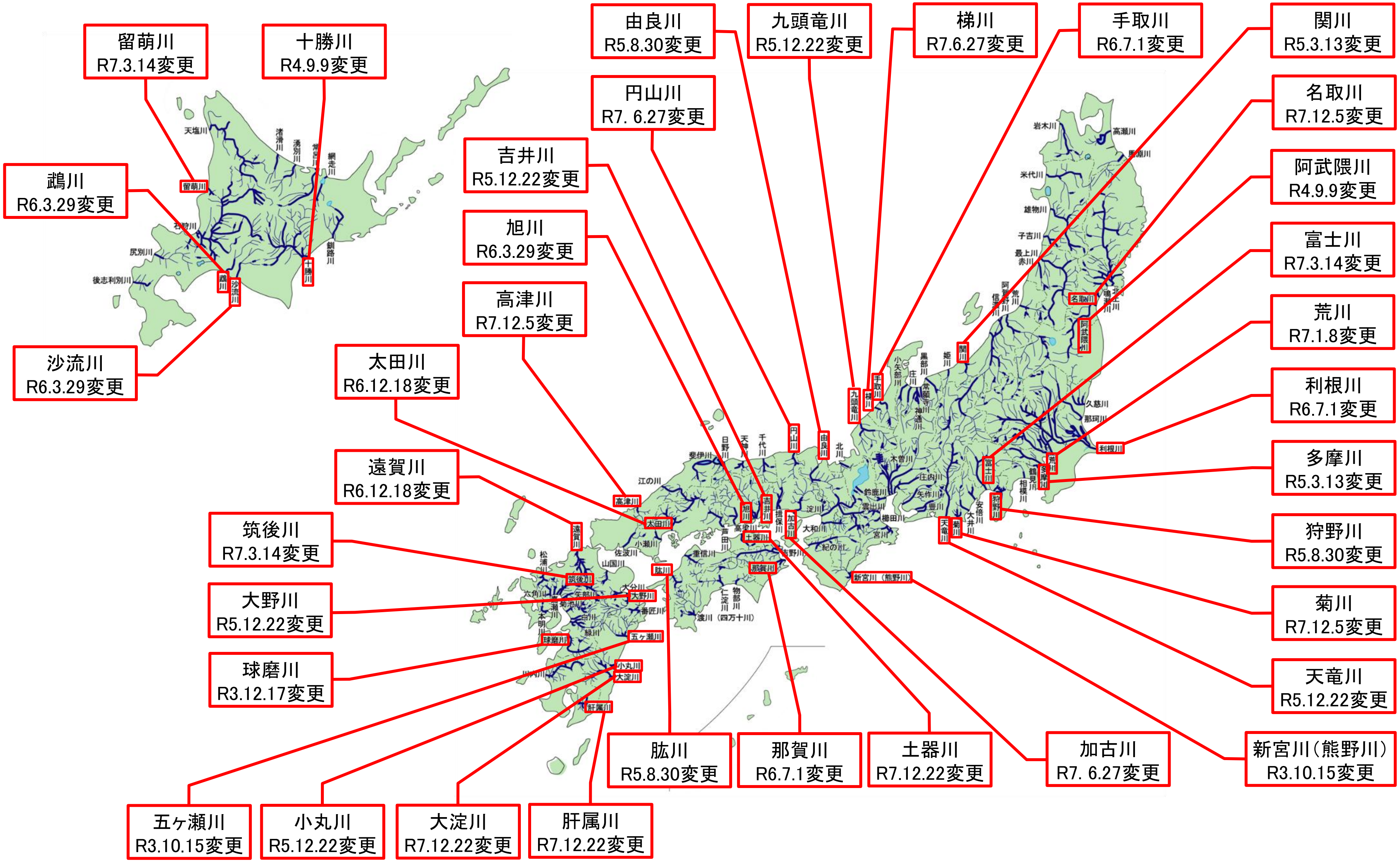

出典：国土交通省HP　一級水系の河川整備基本方針策定状況（令和7年12月22日）を元に加筆

河川整備に関する新たな視点（河川環境の目標設定の考え方）

- 令和6年5月に「生物の生息・生育・繁殖の場としてもふさわしい河川整備及び流域全体としての生態系ネットワークのあり方検討会」の提言がとりまとめられ、河川環境の整備と保全を進めるに当たっては、治水対策と同様に、目標を明確にして関係者が共通認識の下で取組を進めるべきであるとの考えが示され、河川環境の目標設定の考え方について提案がなされた。

「生物の生息・生育・繁殖の場としてもふさわしい河川整備及び流域全体としての生態系ネットワークのあり方検討会」の提言の概要

現状

○平成9年の河川法改正により、治水などと同様に、河川環境の整備と保全が目的に位置づけられたことをはじめ、河川行政においては、多自然川づくりなど、様々な河川環境施策を進めてきた
○今後は、従来の河川環境施策に加え、近年の社会経済情勢等の変化を踏まえた充実が必要

河川を取り巻く社会経済情勢等の変化

- 気候変動による影響
- 河川管理施設等の老朽化
- 生産年齢人口の減少や働き方改革
- ネイチャーポジティブに向けた国際的な動き
- 企業の環境意識の向上
- 流域治水の推進を通じた流域住民の意識の変化
- DXに象徴されるようなデジタル技術等の新技術

今後の河川整備等のあり方

河川における取組

（1）河川環境の目標

治水対策と同様に、河川環境についても目標を明確にして、関係者が共通認識の下で取組を展開

- 「生物の生息・生育・繁殖の場」を河川環境の定量的な目標として設定
- 河川整備計画へ河川環境の定量的な目標を位置づけ、長期的・広域的な変化も含めて評価
- 河川や地域の特性を踏まえた目標の設定　など

（2）生物の生息・生育・繁殖の場を保全・再生・創出

蓄積された知見や社会経済情勢等の変化を踏まえ、全ての河川を対象に、多自然川づくりを一層推進

- 調査、モニタリング等を通じ順応的に管理
- 災害復旧や施設更新を、ネイチャーポジティブを実現する機会と捉え、環境も改善　など

流域における取組

（1）流域連携・生態系ネットワーク

流域治水の推進を通じた、流域が連携して取り組む機運の高まりを、流域の環境保全・整備にも展開

- 流域治水の取組とあわせ、グリーンインフラの取組を展開
- 生態系ネットワーク協議会の取組の情報発信・共有
- 関係機関と連携した環境データの一元化や共同研究の促進　など

（2）流域のあらゆる関係者が参画したくなる仕組みづくり

ネイチャーポジティブの動きや民間企業の環境意識の高まりを踏まえた仕組みづくりを推進

- 民間企業等による流域における環境活動の認証、官民協働に向けた支援や仕組みの充実
- 利用しやすい環境関連データの整備と情報発信　など

治水機能増強検討調査の推進

- 令和６年度よりダムの新規事業化までのプロセスの見直しを行い、治水機能増強検討調査として、事前放流の更なる活用や放流操作の最適化など既存ストックを最大限活用することを検討・検証することを要件化。
- その結果、ダムの改造・新設による洪水調節が必要となる場合には、合理的な事業計画の立案やコスト縮減の検討など必要な計画の見直しを行った上で、新規事業採択時評価を行う。

【新規事業化までのプロセスの見直し（直轄・水資源機構）】

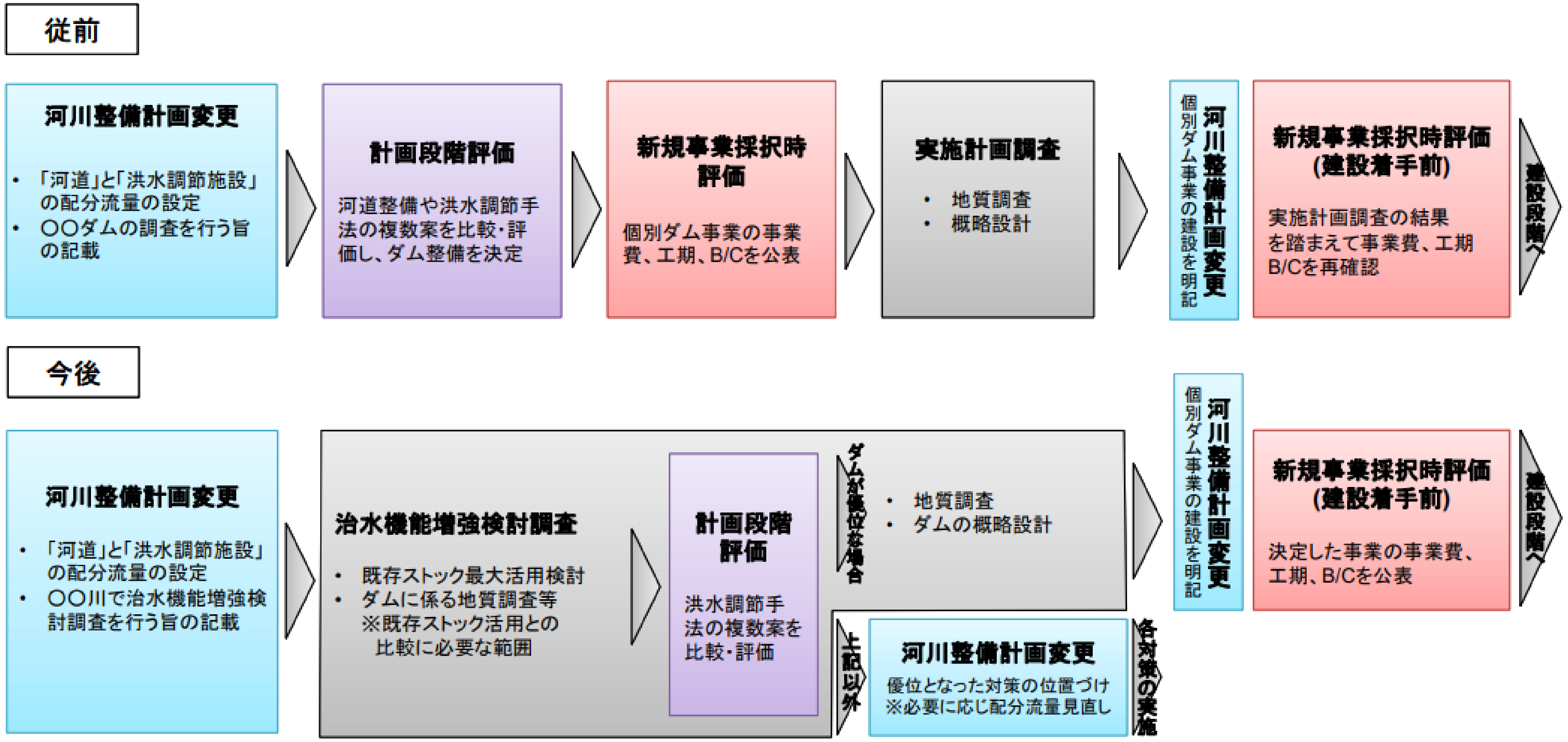

出典：国土交通省HPより

7．総合的な土砂管理に関する取り組み

総合土砂管理計画の位置づけ

■大井川における各領域の課題

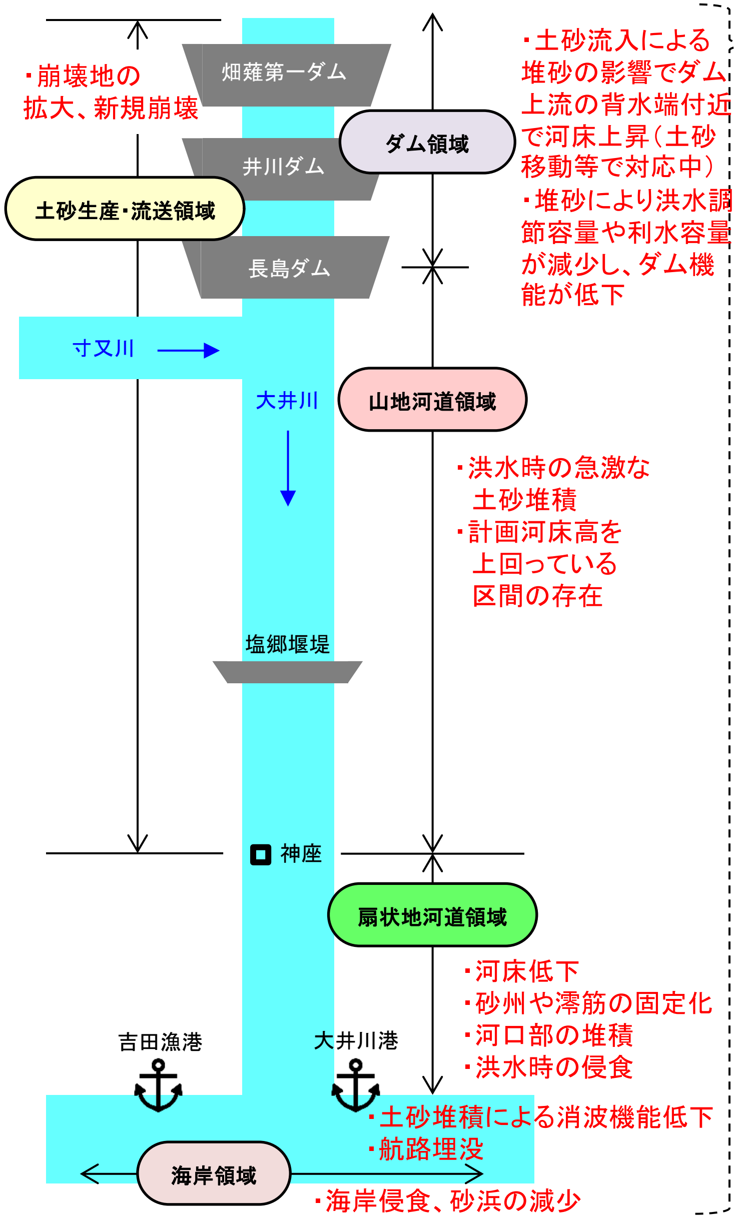

■領域をまたぐ流砂系としての課題

- 脆弱な地質条件や多雨な気象条件のもと、土砂生産・流送領域から多大な土砂生産・流出が生じることで、**土砂災害や森林荒廃が生じる**のみでなく、下流のダム領域では**ダム堆砂が著しく進行**し、河道領域では**河道内への堆積**が生じている。
- 比較的近年に生じてきた課題として、ダム群による流出土砂の捕捉や流量波形の変化、あるいは河道領域における土砂の持ち出しや地形の改変等によって、河道領域の通過土砂量が減少し、**海岸領域に供給される土砂量も減少**している。
- 通過土砂量との因果関係は不明瞭ではあるものの、**河道領域では粗粒化、澪筋の固定化、樹林化、河口閉塞などの傾向**が今後さらに進行していく懸念がある。

- 現状把握の必要性
  →第一版における モニタリングの継続
- 通過土砂量の評価
  →土砂動態モデルの 拡張・精度向上

■総合土砂管理計画の位置づけ

今後の対策やモニタリングを検討する際の「拠り所」となるよう、大井川流砂系総合土砂管理計画の基本方針を以下とした。

基本理念

「大井川流砂系」として、土砂生産・流送領域から海岸領域まで、自然営力を活用しながら、人為的な土砂輸送を含めて土砂移動の連続性を高める。

基本的な考え方

1：土砂災害、洪水災害、高潮災害から地域を守る「防災機能」を維持・確保する。
2：森・川・海をなす「水・物質循環」や「生物の生息・生育環境」を維持・保全する。
3：流水の利用を行う「利水機能」を維持・確保する。

基本的な進め方

1：関係機関と互いに情報を共有し、連携・調整を図りながら進める。
2：土砂動態に関する現象の解明と予測に資する調査研究を進める。
3：適宜見直しながら、順応的に土砂管理を進める。

■情報連絡会議の開催報告

- 大井川情報連絡会議は、「大井川水系および駿河湾総合的な土砂管理の取り組み連携方針」に基づき、各関係機関において大井川の抱える課題や各事業の進捗、モニタリング状況等について情報共有および連携を図る場として実施する会議である。
- 委員構成は、国土交通省、林野庁、静岡県、焼津市、吉田町、東京電力、中部電力である。
- 令和6年度は、第9回情報連絡会議を11月13日に開催し、各機関が実施している事業等の共有（詳しくは次頁以降参照）や第一版で定めたモニタリングの実施状況の確認、第二版の策定に向けた検討方針案等について情報を共有した。
- 今後、第一版のフォローアップ、第二版の領域を跨ぐ土砂管理対策等を検討していくにあたり、情報連絡会議において、関係機関の間で適宜調整等を図り、実行性の高い計画づくりを推進していく。

議　事　次　第

1．開　会
2．静岡河川事務所　副所長挨拶
3．大井川情報連絡会議の趣旨
4．議　題
　(1) 大井川流砂系総合土砂管理計画の概要
　(2) 第一版で定めた事項の実施状況（フォローアップ）
　(3) 第二版の策定に向けて
　(4) 第１０回検討委員会での審議事項
　(5) 今後の予定
5．閉　会

第9回情報連絡会議　議事次第

大井川流砂系協議会
　会長　国土交通省中部地方整備局河川部長
平成28年度～
（第1回　H29.02.07開催）
（意見聴取　R2）
※大井川流砂系総合土砂管理計画の策定

［設置目的］
大井川流砂系総合土砂管理計画の策定及び同計画のフォローアップ
［委員構成］
・国土交通省　・林野庁　・静岡県　・焼津市
・吉田町　・東京電力　・中部電力
［事務局］中部地方整備局

大井川情報連絡会議
平成26年度～
（第1回　H27.02.23開催）
（第2回　H27.11.24開催）
（第3回　H28.08.26開催）
（第4回　H28.10.24開催）
（第5回　R02.12.26開催）※第二版のキックオフ
（第6回　R03.10.26開催）
（第7回　R04.10.05書面開催）
（第8回　R05.08.23開催）
（第9回　R06.11.13開催）

［設置目的］
「大井川水系および駿河湾総合的な土砂管理の取り組み連携方針」に基づき、各関係機関において大井川の抱える課題や各事業に関して情報共有および連携を図る
［委員構成］
・国土交通省　・林野庁　・静岡県　・焼津市　・吉田町　・東京電力　・中部電力
［事務局］中部地方整備局　静岡河川事務所

大井川流砂系総合土砂管理計画検討委員会
　委員長　戸田　名古屋大学大学院教授
平成28年度～
（第1回　H29.02.21開催）
（現地視察　H29.10.11開催）
（第2回　H29.12.20開催）
（第3回　H30.02.28開催）
（第4回　H30.09.19開催）
（第5回　H31.01.18開催）
（第6回　H31.03.26開催）
（第7回　R03.03.19開催）※第二版のキックオフ
（第8回　R04.03.07開催）
（第9回　R05.02.17開催）
（現地視察　R05.11.21開催）
（第10回　R06.03.15開催）
（第11回　R07.03.19開催）

［設置目的］
大井川流砂系総合土砂管理計画の策定及び同計画のフォローアップに際して、科学的・技術的助言等を得る場として開催
［委員構成］
・学識者　・関係機関はオブザーバー参加
［事務局］中部地方整備局　静岡河川事務所

大井川流砂系総合土砂管理計画作業部会
令和4年度～
（準備会　R04.12.27開催）
（第1回　R06.01.12開催）
（第2回　R07.02.21開催）

［設置目的］
河道内の土砂動態モデルの構築・検証を審議する部会として開催

第一版のフォローアップ
モニタリング結果を踏まえた計画の見直し
第一版の進行状況の評価
第二版の策定

（海岸）
駿河海岸保全検討委員会
　委員長　佐藤　高知工科大学教授
〇離岸堤・養浜計画
〇粘り強い海岸堤防整備計画
〇駿河海岸保全計画
平成27年度～
（第 1回　H28.03.07開催）
（第 2回　H28.06.28開催）
（第 3回　H28.09.27開催）
（第 4回　H28.12.08開催）
（第 5回　H29.03.13開催）
（第 6回　H29.11.07開催）
（第 7回　H30.03.23開催）
（第 8回　H30.11.09開催）
（第 9回　H31.03.15開催）
（第10回　－　）※資料送付の上、意見聴取
（第11回　R02.09.02開催）
（第12回　R03.10.29開催）
（第13回　R04.03.02開催）
（第14回　R04.10.28開催）
（第15回　R05.11.10開催）
（第16回　R07.02.26開催）

（河川）
大井川河道整備検討会
　委員長　土屋　静岡大学教授
〇緊急的な河道掘削計画
　（水位低下対策検討）
平成28年度～
（第1回　H28.08.31開催）
（第2回　H29.03.03開催）

図　大井川流砂系総合土砂管理計画に関連する会議一覧

出典：第11回大井川流砂系総合土砂管理計画検討委員会資料

■個別領域の対策実施状況の一例

1) 土砂生産・流送領域

● 関東森林管理局　静岡森林管理署

国有林では、貴重な自然環境や美しい景観の維持、保健休養・レクリエーションの場の提供、木材の安定供給など森林を適正に保全管理している。このうち、保安林として指定される領域では、水源を守り、土砂崩れ等の災害を防ぐなど、公益的機能を発揮している。

国有林内の治山事業(千頭地区)：山腹工　0.14ha

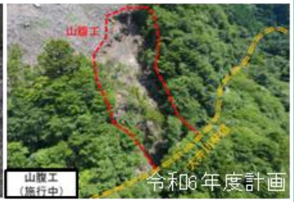

出典:静岡森林管理署提供資料

● 関東森林管理局　大井川治山センター

大井川地区においては、重要な保全対象が近い下流地域に属する井川湖上流地区の荒廃率を3%以下にすることを目指しており、榛原川地区においては、荒廃地より流出する土砂が土石流となって流下したときに、民有林直轄治山事業地内で留まる(大井川まで達しない)程度までの土砂の抑止を目指している。

民有林直轄治山事業　渓間工　【大井川地区(東河内)】

民有林直轄治山事業　山腹工　【榛原川地区(ホーキ薙)】

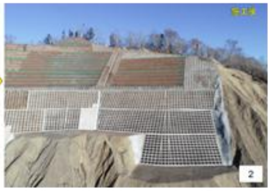

出典:大井川治山センター提供資料

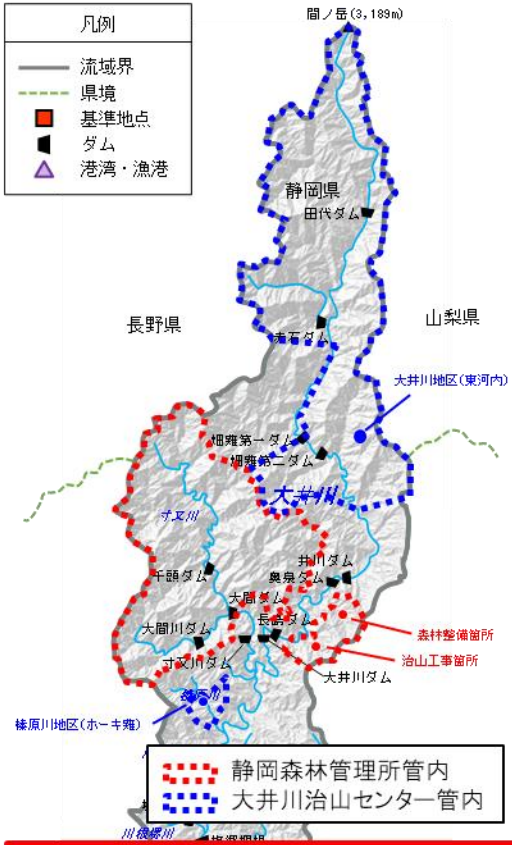

2) ダム領域

田代川調節池ダム　東京電力リニューアブルパワー(株)　甲府事務所

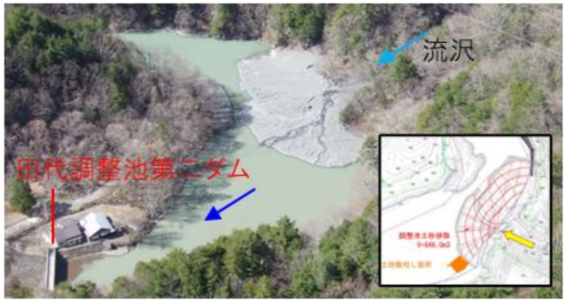

出典:東京電力リニューアブルパワー(株) 提供資料

- 2014年より流沢から大量の土砂が流入
- 毎年土砂排除を実施
- 646m³程度の土砂排除や通水断面確保を実施
- 河川区域内の土砂は河川区域外に搬出できず、抜本的な対策がとれない
- 河川内下流に還元する相談開始

畑薙第一ダム　中部電力(株)　再生可能エネルギーカンパニー

- 90万m³/年程度の土砂流入がある
- 土砂流入による河床上昇が課題
- 上流河道の土砂移動および河床整形を実施(2022［R4］年度より実施)
- 掘削土量2.5万m³(2023［R5］年度)
- 掘削した土砂は河道内に盛土
- 放水管前面の浚渫

出典:中部電力(株)再生エネルギーカンパニー 提供資料

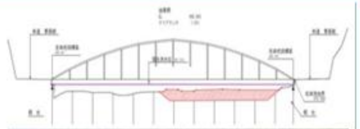

長島ダム　長島ダム管理所

- 長島ダムでは毎年ダム湖内の測量を行い、堆砂状況を把握
- 貯砂ダム上流で流入土砂を捕捉し、堆砂掘削を実施
- 土砂の搬出先である身成ストックヤードで出水期にダンプが集中するため、搬出制限がある

井川ダム　中部電力(株)　再生可能エネルギーカンパニー

- 80万m³/年程度の土砂流入がある
- 田代地区の土砂移動および河床整形を実施(2013［H25］年度より実施)
- 掘削土量4.3万m³(2023［R5］年度)をダム湖内の下流へ移動

出典:中部電力(株)再生エネルギーカンパニー 提供資料

出典：第11回大井川流砂系総合土砂管理計画検討委員会資料

■個別領域の対策実施状況の一例

3）山地河道～扇状地河道領域

静岡県　島田土木事務所

単位:m3

年度	掘削土量
R4補正	76,200
R5補正	82,300

静岡河川事務所(河川事業)

- 侵食対策（西島地区）
  低水護岸の整備 L＝50m(R5)
- 流下能力対策
  河道掘削 39,720m³(R5)

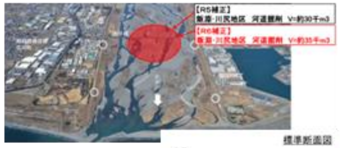

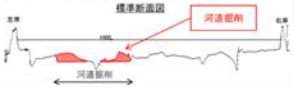

←飯淵・川尻地区
河道掘削の一例

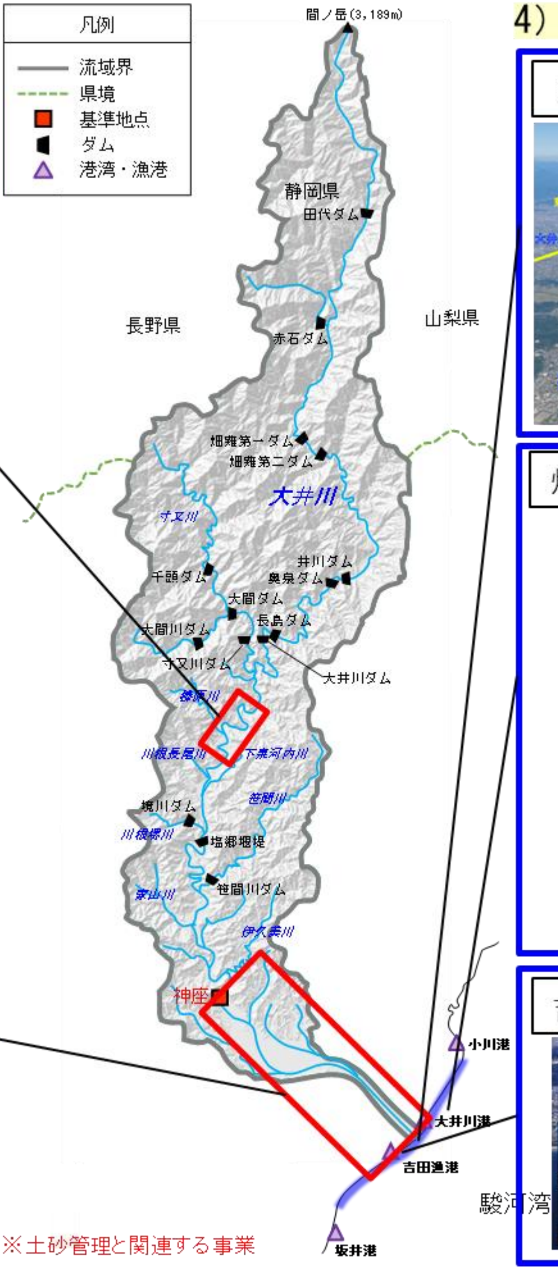

※土砂管理と関連する事業

4）海岸領域（港湾・漁港区域を含む）

静岡河川事務所(海岸事業)

- 高潮･侵食対策有脚式離岸堤の整備
- 粘り強い構造の海岸堤防の整備
- 養浜の実施
  養浜量(R5) 56,610m3
  (他事業連携による土砂受入れを含む)
  内、長島ダムとの土砂連携養浜量 14,710m3

焼津市　大井川港管理事務所

- 養浜68,259m³(R5)

出典:焼津市大井川港管理事務所 提供資料

吉田町　吉田漁港

- 浚渫土量12,835m³(R5)

出典:吉田町 提供資料

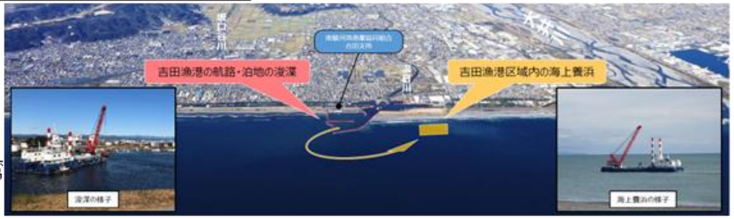

出典：第11回大井川流砂系総合土砂管理計画検討委員会資料

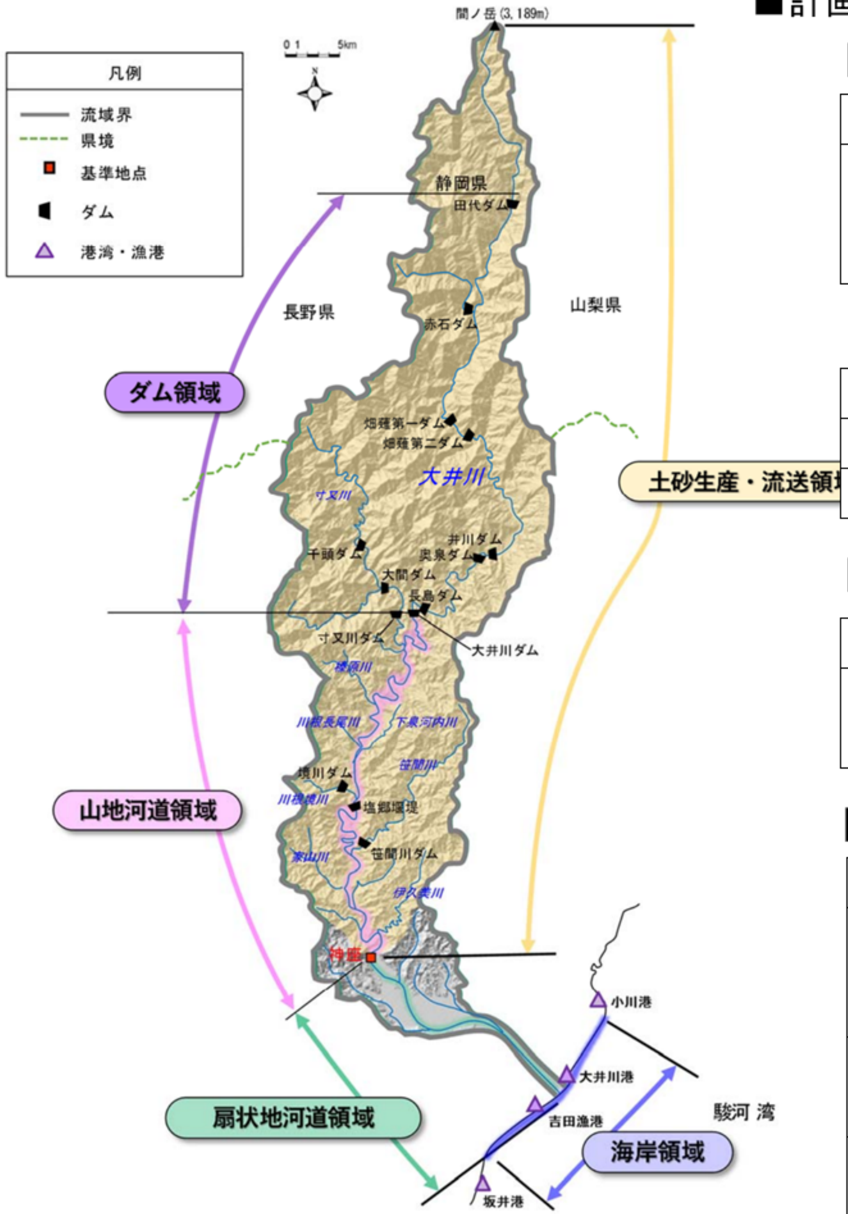

■計画策定以降の土砂管理対策（掘削、養浜）の整理

【ダム領域】

単位：千m3

貯砂ダム掘削	R2	R3	R4	R5	R6（予定）
長島ダム	10	13	29	7	20
主な搬出先	仮置場 （一部養浜材へ）	仮置場 （一部養浜材へ） その他工事	仮置場 （一部養浜材へ）	仮置場 （一部養浜材へ）	仮置場 （一部養浜材予定）

【山地河道領域】

単位：千m3

砂利採取・河道掘削	R2	R3	R4	R5	R6（予定）
骨材組合	316	307	301	358	375
静岡県	183	125	124	76	82

【扇状地河川領域】

単位：千m3

河道掘削	R2	R3	R4	R5	R6（予定）
直轄	128	16	5	40	41
主な搬出先	その他工事	その他工事	駿河海岸 （養浜材へ）	駿河海岸 （養浜材へ）	駿河海岸 （養浜材予定）

【海岸領域】

単位：千m3

養浜	R2	R3	R4	R5	R6（予定）
直轄	18	64	12	57	12
主な養浜材	購入土 飯淵海岸	長島ダム 飯淵海岸	長島ダム 大井川 飯淵海岸	長島ダム 大井川 飯淵海岸	長島ダム 大井川　等
焼津市	95	59	72	68	未定
主な養浜材	大井川港 （飯淵海岸）	大井川港 （飯淵海岸）	大井川港 （飯淵海岸）	大井川港 （飯淵海岸）	－
静岡県	24	22	0	1	未定
主な養浜材	焼津漁港	焼津漁港 瀬戸川	－	吉永放水路	－

出典：第11回大井川流砂系総合土砂管理計画検討委員会資料

■第一版計画に基づくモニタリング結果の評価

- 前頁までの各領域に対する現状評価（令和5年度調査を基本とした令和6年度時点評価）を下記表でまとめた。
- 第一版のフォローアップの取りまとめに向けて、引き続きモニタリングを進め、土砂移動について分析していく。

領　域	土砂管理目標	土砂管理指標	管理の目安	現　状　評　価 （令和6年度時点）
土砂生産・流送領域	大規模な土砂生産・流出の抑制	崩壊地面積	崩壊地面積が大きく拡大しない。	主要崩壊地の崩壊面積は大きく変化していない （深度方向の変化は今後要検討）
		平均河床高（合流地点、支川）	本川合流部や支川の平均河床高が大きく上昇しない。	合流点部の平均河床高は上昇していないが、局所的な河床上昇は確認される。
ダム領域	洪水調節・発電等のダム機能の維持 背水影響の排除、安定的な水利用	堆砂量 貯水池縦断形状	ダム機能に必要な貯水容量が確保・維持される。 管理施設や背水区間に影響がない。	井川ダムや畑薙第一ダムでは堆砂が一定の速度で進行、貯水池の堆砂により河床が上昇している。浸水リスクや橋梁等の構造物への影響が生じる恐れがある。（河道整正等の対策を実施中） 長島ダムでは、洪水調節容量内に堆砂が発生しており、このまま堆砂が進行すると洪水調節機能に支障を及ぼす恐れがある。
河道領域 山地河道領域 扇状地河道領域	洪水被害の防止	平均河床高	整備目標流量を安全に流下させることができる。	河口部や山地河道領域で計画河床高を上回る （河道掘削を実施中）
		構造物付近の河床高	護岸等構造物の安定が維持できる。	極端な河床低下は生じていない
		樹林面積（樹林化率） 礫河原面積	樹林面積（樹林化率）が経年的に増大しない。 礫河原面積が経年的に減少しない。	樹林化は進行しておらず、礫河原環境が維持されている
	大井川特有の礫河原環境の保全	砂州・澪筋の平面形状 砂州と澪筋の高さ（比高差）	洪水ごとに澪筋・砂州の移動が生じる。 比高差が経年的に拡大しない。	適度に流路が変動する傾向を確認 比高差の経年的な変化は小さい
		礫河原の固有種の分布や数	礫河原に固有の生物の分布や種数・個体数が経年的に減少しない。	・過去確認された種が継続して確認されている ・一部植物（カワラニガナ）の確認ができない
		外来植物の面積	外来植物が経年的に増大しない。	近3回の面積は増加していないが、今後の推移に注意が必要
		瀬淵・ワンド・たまりなどの位置	伏流環境を示す瀬淵・ワンド・たまりなどが経年的に減少しない。	湧水によるワンド・たまりの位置に変化はあるが、伏流環境は維持されている
		河床材料の変化	粗粒化が極度に進行しない。 細粒化や礫間の目詰まりが進行しない。	経年的な粒径の変化は小さいが、扇状地河道領域では若干の細粒化傾向を確認
海岸領域	高潮・越波被害の防止	河口テラス形状	河口テラスの断面形状が経年的に後退、侵食しない。	沖合で河口テラスが発達するなど、良好な環境を形成
		汀線・等深線位置 砂浜幅	防護に必要な必要浜幅、必要断面が確保できる。 浜幅が経年的に減少しない。	浜幅不足箇所がある （沖合施設整備、養浜等を実施中）
	駿河海岸特有の砂浜環境の回復・保全	海岸材料	粗粒化が極度に進行しない。	海浜材料、粒度構成は大きく変化していない
		砂浜の固有種の分布や数	砂浜に固有の生物の分布や種数・個体数が経年的に減少しない。	植物の面積、昆虫類に減少がみられるが、大きな変化は生じていない
		希少種の生息状況	アカウミガメの産卵が確認される、産卵に適した環境が減少しない。	令和6年度は、アカウミガメの産卵実績はない 住吉工区にはウミガメの産卵環境が存在する

地形に関する事項　地被に関する事項　生物相に関する事項　　：土砂が過多による課題　：土砂の不足による課題

- 令和7年度を目途に第一版のフォローアップを進め、第一版モデルでの計算結果との比較などを実施していく。

出典：第11回大井川流砂系総合土砂管理計画検討委員会資料

総合土砂管理計画　モニタリング状況（河道領域）

■河道領域（物理環境）のモニタリング結果

目　　標　整備目標流量を安全に流下させることができる。
現状評価　河口部や山地河道領域で計画河床高を上回る（河道掘削を実施中）
河道区分4及び区分④で河床低下の傾向があり、今後注視が必要

- 扇状地河道領域では、河口部では河床上昇、河道区分4（18.6～24.0k）で河床低下の傾向となる。
- 山地河道領域は、全般に河床低下傾向にある。計画河床高に比べると、塩郷堰堤付近と、区分④（宗徳橋（そうとく）～寸又川）の河床が高い。
- 河床低下等の要因については、今後、モニタリングを継続し、その要因等について分析を進める。

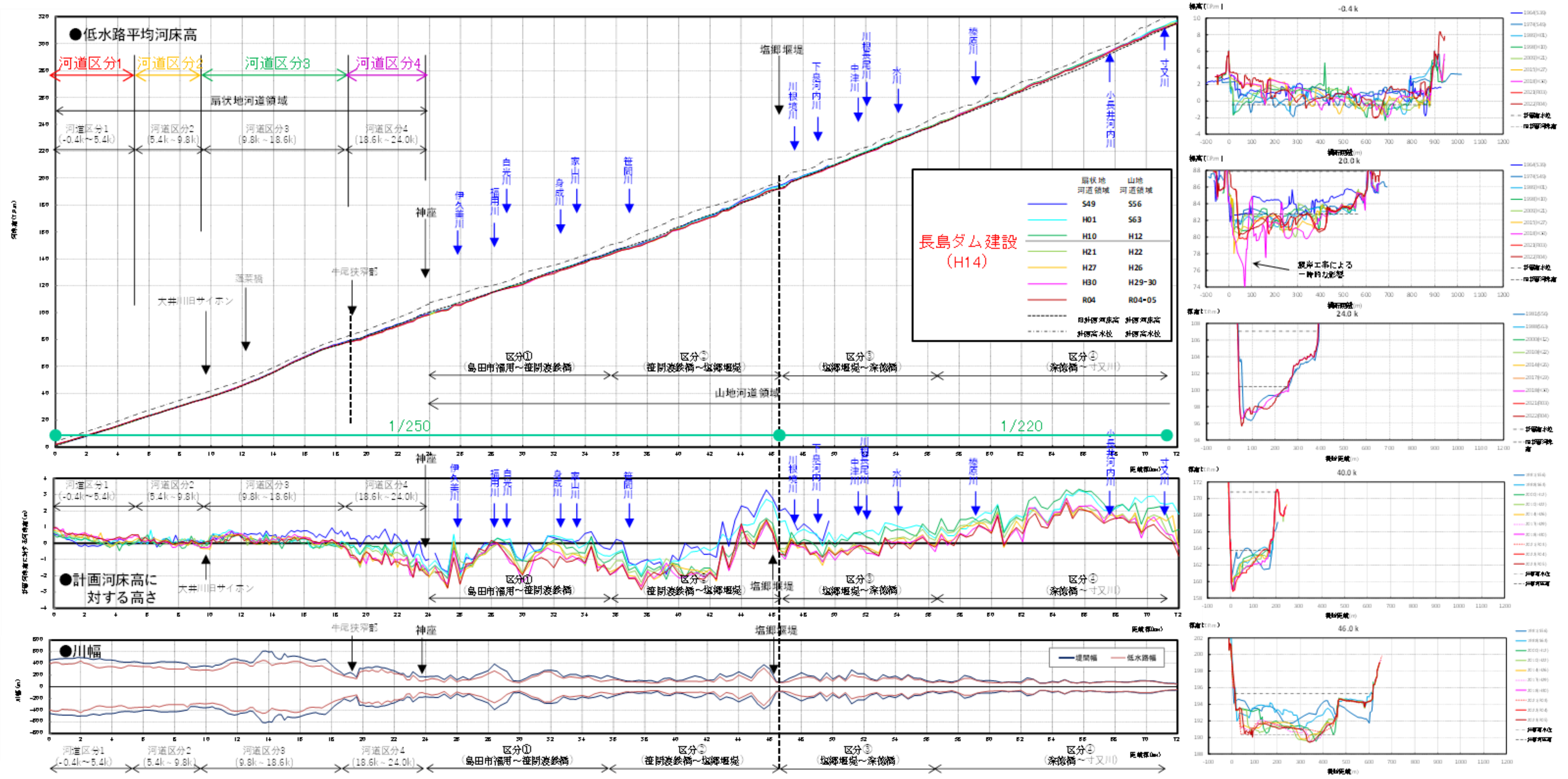

出典：第11回大井川流砂系総合土砂管理計画検討委員会資料